

# 平成23年度財団法人茨城県消防協会事業報告

(平成23年4月1日から平成23年10月31日まで)

## 1 理事会及び評議員会の開催

平成23年5月11日(水)水戸市笠原町「茨城県市町村会館」において開催した。  
報告、承認及び議決事項等

- (1) 平成22年度普通会計収支補正予算について
- (2) 平成22年度事業報告について
- (3) 平成22年度普通会計収支決算認定について
- (4) 平成23年度事業計画(案)について
- (5) 平成23年度普通会計収支予算(案)について
- (6) 新公益法人制度に伴う公益認定申請について
- (7) 新公益法人への移行に伴う定款(案)について
- (8) 新公益法人への移行に伴う会員に関する規程(案)について
- (9) 新公益法人への移行に伴う役員及び評議員に対する報酬等及び費用弁償に関する規程(案)について
- (10) 新公益法人への移行に伴う「最初の評議員の評議員選定委員会」に推薦する評議員(案)について
- (11) 役員の改選について
- (12) 平成23年度の主な行事日程について

## 2 常任理事会の開催

### (1) 第1回常任理事会

平成23年4月26日(火)水戸市千波町「県総合福祉会館」において開催した。  
報告、承認及び議決事項等

- ア 平成22年度普通会計収支補正予算について
- イ 平成22年度事業報告について
- ウ 平成22年度普通会計収支決算認定について
- オ 平成23年度事業計画(案)について
- カ 平成23年度普通会計収支予算(案)について
- キ 新公益法人制度に伴う公益認定申請について
- ク 新公益法人への移行に伴う定款(案)について
- ケ 新公益法人への移行に伴う会員に関する規程(案)について
- コ 新公益法人への移行に伴う役員及び評議員に対する報酬等及び費用弁償に関する規程(案)について
- ナ 新公益法人への移行に伴う「最初の評議員の評議員選定委員会」に推薦する評議員(案)について
- ニ 役員の改選について

ヌ 平成23年度の主な行事日程について

(2) 第2回常任理事会

平成23年6月30日(木) 東茨城郡大洗町「オーシャンビュー大洗」において開催した。

主な協議事項等

ア 東日本大震災に関する殉職消防団見舞金及び県内罹災消防団に対する義援金の配分方法について

イ その他

3 決算審査

平成23年4月15日(金) 鹿嶋市役所第2庁舎会議室において、財団法人茨城県消防協会寄付行為第12条第2項の規定に基づき、山田治監事(鹿嶋市消防団長)と齊藤昌洋監事(鹿島地方事務組合消防本部消防長)により平成22年度の会務状況及び会計について審査を受けた。

4 主な事業

(1) 啓発普及事業

ア 機関紙「茨城消防」の発行

隔月1回(6,400部・計3回)発行し、県内の消防機関等に配布した。

イ 「日本消防」の配布

(財)日本消防協会が発行する「日本消防」を各市町村・各消防本部に毎月配布した。

(2) 消防団活性化事業

ア 地域交流活動促進事業への助成

消防団の活性化と地域ぐるみの防災体制づくりを促進するため、住民と企業等との交流活動等を行った24消防団に対し、その経費の一部を助成した。

イ 女性消防団を結成する消防団に対する助成

男女共同参画型社会の形成を推進し、女性の持つ特性を生かしながら消防活動を実施するため、女性消防団を結成したつくばみらい市消防団に対し、活動服の製作等に要する経費の一部を助成した。

ウ 消防団協力事業所に交付する表示証の配布

近年の産業経済環境の変化に伴い、消防団員の就業形態が大きく変化し、サラリーマン団員が増加傾向にあることから、消防庁においては、消防団員を雇用する等消防団に協力的な事業所を認定する「消防団協力事業所表示制度」を策定した。

この制度に基づき各市町村が事業所を認定し、その証として表示証を交付し、協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価することに

より協力事業所の信頼性の向上につながり、消防団と事業所等との連携・協力体制が一層強化されることによって、地域における消防・防災体制の充実強化が図れることから、これに基づき協力事業所として認定した11市町村（45事業所）に協会で表示証を購入し配布した。

### (3) 教育指導事業

#### ア 消防団長研修会の開催

平成23年6月30日～7月1日に、県との共催により東茨城郡大洗町「オーシャンビュー大洗」において開催し、平成23年度の茨城県消防防災事業の概要を消防防災課で説明し、続いて日本消防協会の柴垣事務局長が3月11に発生した東日本大震災において、殉職消防団員が多数となり、日本消防協会が行っている福祉共済制度による「弔慰金」及び「弔意救済金」等の支給額の変更と掛け金の変更等について説明を受け、さらに県内の東日本大震災で被害の大きかった大洗町と北茨城市の状況について「大洗町における東日本大震災の被害状況と消防職・団員の活動について」と題して大洗町消防本部の佐久間次長に、「北茨城市における東日本大震災の被害状況と消防職・団員の活動について」と題して北茨城市消防本部の尾形救急救助係長の講義を受けた。

#### イ 理事研修会の実施

平成23年10月12日（水）～14日（金）に、理事等24名参加のもと、北海道大雪消防組合消防本部東消防署において「平成22年8月に発生した集中豪雨の概要と消防団の活動事例」について職員より説明を受け、また、札幌市消防局において「平成22年3月に発生した認知症グループホーム火災の概要と、その後の消防団の取り組み状況について」について職員より説明を受けた。

#### ウ 第62回茨城県消防ポンプ操法競技大会審査員研修会の開催

平成23年7月25日（月）県との共催により県立消防学校において、各消防本部から審査員として推薦された消防職員26名に対し、審査要領等の研修会を開催した。

実践向きの操法「水出し操法」における機械器具の取り扱い及び操作の基本、隊員の安全管理等を含めた実技を重点的に実施すると共に審査の斉一を図った。

#### エ 支部消防団員教育訓練への助成

支部消防団員の教育訓練を行った1支部及び1消防団に対し、経費の一部を助成した。

#### キ 支部への助成

県内6支部の活動に要する経費の一部を助成した。

#### ク 消防団員指導員の養成

平成23年6月2日～3日の2日間と、平成23年6月30日～7月1日の2日間、2回の併せて4日間県立消防学校において、消防団員の教育訓練の指

導にあたる者の研修「消防団員指導員養成課程」経費の一部を助成した。

ケ 茨城県消防長会への助成

県消防長会研究部会「消防署長部会、予防部会、警防部会、救急部会」の活動に要する経費の一部を助成した。

コ 茨城県消防纏会への助成

県消防纏会の活動に要する経費の一部を助成した。

(4) 大会の開催

ア 消防大会の開催

平成23年10月6日(木)茨城県立消防学校において、県との共催により、消防大会を開催して、優良分団員等の定例表彰を行い、併せて消防発展の推進を図り「安全で住みよい郷土茨城」の実現を期する決議を行った。

なお、会長表彰は次のとおりである。

- ・優良分団(竿頭授) 水戸市消防団第5分団外39分団
- ・永年勤続功労章 日立市消防団本部員 橋本裕氏外57名
- ・功労章 土浦市消防団分団長 飯塚健治外291名
- ・優良消防職員表彰 石岡市消防本部消防司令 日浅孝幸外52名
- ・永年勤続消防職団員妻女表彰 常総市消防団副団長 小川好市郎氏  
夫人 小川幸子様外168名
- ・親子消防団員表彰 取手市消防団団長 猪瀬彰氏外4親子8名
- ・消防団分団後援会表彰 常総市消防団第4分団第1部消防後援会外2後援会

イ 第62回茨城県消防ポンプ操法競技大会地区大会の開催

県との共催により、消防団員の消防ポンプ操法技術の向上と士気の高揚を図るため、県内6地区で開催した。

出場チーム ポンプ車 50チーム・小型ポンプ28チーム  
計 78チーム

ウ 第20回全国女性消防操法大会

標記の大会が平成23年10月19日(水)に横浜市消防訓練センターで開催され、東日本大震災による被災県(岩手県・宮城県・福島県は欠場)で唯一の本県から北茨城市女性消防団が出場し、震災による練習休止期間があったにもかかわらず良く健闘し、入賞チームと同点の13位で、惜しくも入賞は出来なかったものの、歴史と伝統を誇る本県の消防ポンプ操法技術のレベルの高さを全国に示すことができた。

エ 第38回茨城県消防救助技術大会は、東日本大震災の対応のため今年度は中止した。

オ 第25回茨城県幼年・少年・婦人防火大会は、東日本大震災の対応のため今年度は中止した。

(5) 福祉厚生事業

ア 消防殉職者慰霊祭の執行

平成23年10月6日（木）茨城県立消防学校校庭の殉職消防団員・職員の慰霊碑前において、県内殉職者79柱の遺族を招待し、慰霊祭を執り行なった。

なお、今回は平成22年9月30日に消防活動中の交通事故により殉職した日立市消防本部職員1名を新たに合祀した。

イ 退職消防団長への報償

市町村長から具申のあった、退職消防団長3名の報償を行った。

ウ 退職消防団員への報償

市町村長から具申のあった在職5年以上15年未満の退職消防団員に対し、茨城県知事との連名により感謝状及び記念品を10月末までに120名に贈呈した。

エ 弔慰金・見舞金の贈呈

消防団員・職員の死亡、傷病について、（財）茨城県消防協会弔慰救済金給与規程に定める弔慰金・見舞金を贈呈した。

弔慰救済金	10名	330,000円
傷病見舞金	2名	20,000円
計	12名	350,000円

(6) 東日本大震災に関する義援金等と見舞金

ア 義援金関係

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に関し、日本消防協会より全国の消防協会に対し、特に被害が甚大であった東北3県に対しての義援金の協力要請があった。

一方当協会に対し支援金として、①日本消防協会より100万円、義援金として、②日本消防協会より200万円、③宮崎県消防協会より50万円、④石川県消防協会より25万円、⑤新潟県消防協会より30万円、⑥新潟県長岡市消防団より30万円、⑦当協会県南北部支部及び消防長OB2000年会等より10万1千円の合計445万1千円が寄せられた。

これらのことから、常任理事会で協議した結果、本県も多くの消防団員が被災していることから、日本消防協会の義援金の募集は行わず、本県被災消防団員の義援金を応募し、これに各団体からいただいた義援金等を合わせ配分することとした結果、各消防団より10,788,175円の義援金が寄せられ、これに各協会等よりいただいた義援金等を併せ、合計15,243,175円を全壊家屋及び半壊家屋の消防団員を対象として、該当消防団に8月25日に支給した。

イ 東北3県の殉職消防団員に対する見舞金

日本消防協会においては、東北3県で殉職した消防団員が約250人（その後の殉職と認定された団員は、199人に確定。）となり、殉職者に支給する福祉共済の弔慰金が全額支払い困難となり減額支給となったことから、全国の

消防協会に対し見舞金の協力要請があった。

これについても、常任理事会で検討の結果、各消防団に協力要請することになり、募集金額が合計10,231,600円となり8月25日に日本消防協会に支給した。

(7) (財) 日本消防協会関係事業

ア (財) 日本消防協会福祉共済制度等への加入促進

(ア) 消防互助年金

	前年度未加入人員	本年度加入人員	累 計
消 防 団 員	1, 3 5 8	0	1, 3 5 8
消 防 職 員	3 4 7	0	3 4 7
そ の 他	1 3	0	1 3
計	1, 7 1 8	0	1, 7 1 8

(イ) 福祉共済

継続加入団体 56 (44団、11本部、協会事務局)

新規加入団体 —

加入者数 25, 539名

掛金総額 76, 607, 000円

交付共済金 12, 648, 500円 (29件)

(ウ) 火災共済

継続加入団体 土浦市、下妻市、つくば市、高萩市、鉾田市、常総市、大洗町、笠間市、北茨城市、石岡市、ひたちなか市、日立市 (団・本部)、那珂市 (団・本部)、稲敷市阿見町、八千代町、

新規団体 守谷市

加入者数 7, 197名

掛金総額 6, 055, 760円

交付共済金 870, 000円 (2件)

(エ) 婦人消防隊員福祉共済

継続加入団体 2 (牛久市、笠間市)

新規加入 1 (東海村)

加入者数 81名

掛金総額 57, 200円

交付共済金 無

(オ) 防火・防災訓練災害補償等共済

平成23年4月1日現在加入団体 36市町村

イ 日本消防協会役員会議への出席

(ア) 平成23年5月10日 (火) 日本消防会館において役員会が開催され、

葉梨会長他が出席した。（平成22年度事業報告・決算認定等）

- (イ) 平成23年9月6日（火）日本消防協会において役員会が開催され、葉梨会長が出席した。（東日本大震災により殉職した消防団が多数となったことによる、日本消防協会が行っている福祉共済制度の弔慰金等の減額と掛け金の増額等）

ウ 関東甲信地区消防協会会議の開催

関東甲信地区の消防協会長等、各都県の協会幹部が一同に会し、「東日本大震災に係る対応状況について」や「東日本大震災による被害状況及び会員（消防団員）への支援策について」等について意見の交換を行う会議が、平成23年5月12日（木）埼玉県さいたま市の「ラフレさいたま」で開催され、本県から葉梨会長と事務局が出席し意見交換を行った。

5 新公益法人制度の伴う公益財団法人への移行

平成20年12月1日に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」（以下「認定法」という。）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という。）により、当協会は5年以内に新の公益を行う財団法人か、又は一般の財団法人に移行することが必要となった。

これらのことから、これまでに再三協議を重ね平成23年11月1日付けで新公益法人に移行することとなった。

なお、これまでの経過については次のとおりである。

- (1) 平成21年5月15日開催の平成21年度理事会・評議員会において新公益法人制度について説明し、当協会は「公益財団法人の認定」の取得を目指して各種の準備作業を行うことを確認した。
- (2) 平成22年5月7日開催の平成22年度理事会・評議員会において、当協会が公益法人となる場合の基本的な方針である「新公益法人への移行に伴う機関設計」及び認定法で新たに設置が必要となった評議員会の「新公益法人への移行に伴う最初の評議員の選任方法について」を提案し、全会一致で議決した。
- (3) 「新公益法人への移行に伴う最初の評議員の選任方法」については、旧主務官庁の認可が必要なことから、平成22年5月28日付けで認可申請し、同年6月10日付けで認可を受けた。
- (4) 平成23年5月11日開催の平成23年度理事会・評議員会において、「新公益法人制度に伴う公益認定を申請することについて」、「新公益法人への移行に伴う定款について」、及び『新公益法人への移行に伴う「最初の評議員の評議員選定委員会」に推薦する評議員について』を提案し、全会一致で議決した。

また、併せて定例の役員改選を行い、新公益法人の最初の代表理事に前美浦村消防

団長（特別会員）である葉梨衛氏を選出した。

- (5) 平成23年6月2日に、旧主務官庁より認可を受けた方法により、当協会の「最初の評議員選定委員会」を開催し、先に議決された『新公益法人への移行に伴う「最初の評議員の評議員選定委員会」に推薦する評議員』を提案し、全会一致で議決された。
- (6) 上記の議決を得て、平成23年7月19日付けで、本県の行政庁である茨城県知事に対し「公益財団法人茨城県消防協会」として、整備法第44条の規定に基づき公益認定を受けるため、同法第103条の規定に基づき申請をした。
- (7) 行政庁においては、「茨城県公益認定等審議会」の答申を受け、平成23年10月25日付けで公益財団法人としての認定書を交付し、当協会ではこれを受領した。
- (8) 当協会においては、この認定を受け平成23年11月1日付けで、水戸地方法務局に「公益財団法人茨城県消防協会」の設立と、「財団法人茨城県消防協会」の廃止の登記を申請し、これを受理され新公益法人が設立された。
- (9) 今後は、新公益法人設立から3ヶ月以内に旧法人の事業報告と決算を行い、理事会及び評議員会の議決を受けて、行政庁に提出しなければならないことから、平成23年12月21日に理事会及び評議員会を開催することとしている。